

# 特殊企業に於ける特殊争議の形態 (一) : 銀行労組の白紙委任状募集

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/29937">http://hdl.handle.net/2297/29937</a>

# 特殊企業に於ける

## 特殊爭議の形態(一)

銀行汚組の白紙委任状蒐集

本吉寿夫



### 一、序 説

二、銀行企業の特種性

三、白紙委任状蒐集の効果

四、組合のなす白紙委任状蒐集の合法化

五、株主總會に於て組合のなす白紙委任状蒐集の合法化

六、結 語

### 一 序 説

五

爭訟戦術の発生及び発展は、史的必然性を有する。爭訟

の発生そのものが経済的劣位にある劣位者の自由権的反抗に基盤を置き、その後二十世紀に入つてから社会権的基本権として行使されると共に争訟戦術も過去の粗雑、無秩序な形態から合理的秩序的且つ効果的なものへと進歩し、しかもその形態は日々変化する経済的社会的背景によつて生成され変容し、或いは破壊される性格を担つていたのである。しかも争訟方式の高度化は、更に組合の団結力の強化を必然的に促し、指導者の向上を此の要請となすに至り、争訟方式と組合の団結力とは密接な相関を有するに至つた。如何に効果的な戦術を組合執行部が採用しても団結力弱く意識の低調な組合に於ては全然効果を挙げ得ぬのみか、内部的崩壊の危険を齎すのである。又反対に高度の争訟方式は高度の組合に於てのみ成功するものであり、更にその成功が団結力を強化し、更に高度の方式採用を可能にするといふ得る。前述した如く争訟形態はその当時の経済的社会的關係に基盤を置くものであるが、生産管理違法斗争等との區別である。両者は何れも偶然の所産ではなくして、前者は戦後の経済的混乱のなかに悪徳資本家の生産サバに対して劣位者が止むを得ずなした緊急避難的要素を含む争

該形態であり、従前は公明法によつて争議を禁止され、その代償として与えられた仲裁々停が何ら実効性を有しない事に対する公企業体取巻の一種のレジスタンスとして把握され、兩者只必然的に発生すべくして発生したといふ得るのである。

## II

特殊企業に於る特殊争訟形態は、その企業の特種性によつて特に考察され、発生した争訟形態である。最も同種の争訟方式を採用しても、各企業の特種性格へ對し日本的企業内組合の特種性をも含みしによりその規模方式等に若干の差異は存するが、こゝにいつ特殊形態は当該企業に於てのみ実効性を有するか、又曰他企業に比して著しく効果のある争訟形態を指すのである。

前期資本主義から存在する所謂工場企業は、單純に財源を生産し、売却するのみであり、その争訟形態は何ら特殊性を持たない。私資本主義経済の発達と共にその中核的地位を占めるに至つた金融資本企業及び生活様式の高度化により発達したサービス用投資企業等に特殊争訟形態の発達する余地があるものを考へる。それは工場企業に於て取り得る争訟方式が不作為（生産管理シットダウンの例外を除き）的のものであるに對し、金融資本企業に於ては不作為的争訟方式では効果なく、作為的方

式を生む余地があると考へるからである。例を銀行業にとつて次に説明するが、金融資本企業又はサービス用役企業の進歩性、複雑性にもその根拠を求め得るであらう。

## 二、銀行企業の特種性

### I

広く金融機関とは貨幣的信用の受授を業務内容とする独立の企業である。銀行業の特種は更にその存立の基礎及び業務内容を信用に關つていふ事に存する。金融機関が一箇に於て信用を授領し、他箇に於て信用を貸与す云うことの中に信用の代位もしくは置換なる現象が認められる。即ちよく知られてない信用がより高次のよく知られた信用によつて補われ、概ね流通可能の信用に転化されるのである。銀行企業の基礎たる信用を表示し、之を培うのは銀行の資本力、経営内容、経営者陣の個人的信用等種々存するのであるが、特に留意すべきは銀行従業員の個人的信用である。最も従業員個人の信用が銀行業発展に大きな貢獻をなしているのを看過し得ない。更に金融機関は他の企業に比して公共的性質が一段と濃厚である。即ち資本は株式社債等の発行による資本の証券化によつて調達されるのであるが、成立後も金融機関が必要なる時に必要

なる資金を最も効果的に供給する役割を曾み、金融機関特に大銀行の態度が夫々の企業の死命を制する關係にあることも亦明らかであり、こゝに調わりゆる金融資本の差業資本支配の傾向が發生する（註I）故に若し一朝金融機関が破綻すれば預金者のみならずこれと取引關係にある企業者が次々と支払不能に陥つて経済社会は一時恐慌的の混亂に捲込まれるのである。

## II

以上述べた銀行業の特殊性格より銀行業に於て行われざる争議形態も特殊性を帯びる。特に百貨店等と同じく消費者たる顧客の存在が重要である。單なるストライキをなしたる場合には、顧客の入場を阻止する爲のピケは合法的の範圍が狭い爲、実施する上に非常に困難を伴う。又銀行業存立の基礎たる信用を將來に於て銀行の存立を危殆に預せしめる程度にまで失墜せしめる事も回避すべ

（四頁より続く）

のではなからうか。労働法の法解釈は法解釈学者のみの專業によつて達成されるものでないのだからか。（目下、調査研究を進めていられる学生諸君は自分の方法論の反省として記したものである。）

（法學科講師）

とあるから、紛争の惹起し易いピケは得策とはいえない。又組合員の意識の上からみても、所謂ホワイト・カラーの銀行員は一般に意識が低層であり、現業工場を持つ産業資本と異り、團結に万全の期待を持つわけにはいかないのである。株主總會に於ける議決権の白紙委任状蒐集争議は、他企業に於ても可能であるが、前述の理由から銀行企業に於てより実効性を發揮するに至る。更に企業の独占化に伴い、信用ある銀行は益々巨大なる資本の集積を行い、所謂銀行の集中化傾向がみられ、資本及び人争の面に於て大銀行の巨匠が小銀行に対して加之らるかのゆきかけが当然必要となり、單なるストライキに訴ふる事なく、株主總會に於て議決権を行使するといふ依歸的な争議手段を採用せざるを得ないこととなるわけである。

### 三、白紙委任状蒐集の効果

#### I

白紙委任状とは本義に於て委任状として作成されたものでありながら、その記載事項をことさらに部分的に空白とした俟て発行されたものを指すのである。白紙委任状には記名株式添附の白紙委任状、事務処理についての白紙委任状等種々存するが、こゝで問題とするのは株主

総会に於て株主の議決権を代理行使する爲に用いられる会社の送付する白紙委任状である。商法上好個のテーマを提供するものであるが株主の白紙委任状を労働組合が争訟戦術として之を蒐集し行使する争の是非が本文の主眼である。

これは昭和二四年十一月頃、北国銀行に於て行われた實際の事例からヒントを得たものであるが、勞働法上如何なる意義を有するか以下考察する。

株主の議決権は代理人によつて行使せられ得ることは商法才二三九条三項に明らかなることであり、大部分の株主（投資株主・投機株主）は單に経済的利益を欲するのみで自ら議決権を行使することに殆ど関心が無い點、多くの会社は定款によつて定款定確保のため總會召集通知と共に白紙委任状を送つてその返送を求め適當の音をして議決権を行使させることが多い。（註2）（証券取引法一九四一条、証券取引委員會規則一三一号による例外的規定あり）

## II

前述した如く株主總會は会社の最高意思決定機関でありながら、その权限日殆ど形式化し取締役会（特に代表取締役たる社長）に実権が掌握せられているのが現状である。故に少數株主の議決権は有名無実の感が深い

總會に於て過半数（特別決議は三分の二以上）を割し得るためには全株式の三〇％前後を保有すれば足りるとせられてゐる。株主の議決権は之を自由に代理人に委任する事が出来（多くの定款は代理人を株主に限つてゐるが此の程度の制限は差支えない）又白紙委任状を交付することにより受任者に對し代理権を授与した事、及びその权限の範圍を証明した事になるのである（註3）

白紙委任状を蒐集することは株主總會に於る自己の議決権を量的に増大せしめ、自己の利益主張を貫徹せんが爲である。現実の總會に於ては白紙委任状による議決権がキヤステイニング・ポイントを握る等が稀であろうが特別決議等に於ては定款定確保の爲相當の技能を果すものと思われる。（商法才二六四条才二六六條才三四三條等参照）

当該会社の勞働組合員であつてその会社の株主である者が自己の議決権を行使することは株主に認められた當然の権利（共益権）である。しかし勞働組合が争訟行爲として株主の白紙委任状を蒐集し、それを組合の名において株式總會で行使する時は商法の適用と共に勞働法上の問題となる。即ち組合の出す白紙委任状蒐集は株主總會に於て勞働組合の主張を通す前提としてなされるものであり、その白紙委任状に基いて議決権を行使し、以て

会社との紛争を有利に算かんとするものである。更に議決権を實際に行使するに至らなくても委任状を蒐集することのみによつても会社側にスト宣言やアモンストレーションと同一の効果を与え、甚だ與敵性があるものと考へる。即ち一種の神経戦術であり、特に特別決議をなす場合等若し会社側が三分の二以上を得られぬ時は会社側は吾虎に立ち、組合に対し譲歩若しくは交換條件を望示して大なる不利益を甘受しなればならぬとなり、会社側もかゝる争奪の生ぜぬ爲自ら対策に腐心せざるを得ない破目に陥るからである。亦も組合側が總會で勝を占めるが如きは殆んど不可能であるが、株主中に現経営に不満を抱く者がある場合等、会社側に大なる脅威を与えるであろうことは疑いない。

前述した北国銀行労組にあつても組合決定に基いて委任状蒐集をなし、約九万株を築めたが銀行側はこれにいたく傲慢し、各株主に対する切崩しもなされ、この戦術は相当の効果を挙げている。(註4)

#### 四、組合のなす白紙委任状蒐集は合法か

法的考察に入る前に屢々例に挙げた北国銀行労組のなした争議手段としての白紙委任状蒐集を簡単に紹介しよう。

##### I

北国銀行労組がなす争議手段を採用した動機次の如くである。即ち銀行経営の民主化の爲、かねてから銀行側に対し重役の送任について組合と協議することを申し入れていたが、昭和二年十月始め、来るべき十月二十八日の定時株主總會には重役改任が行われることになつていながら新重役が某財界有力者であることを察知した組合は、銀行経営の自主性確保の爲、十月十八日の組合大会に於て、銀行経営者が株主権の行使を経営者に委任され度旨記載した書面と共に送付した白紙委任状用紙を蒐集するという戦術を決定したのである。元同労組執行委員長の談話によれば、總會に於て他の株主にも其趣を呼びかけ議決権を實際に行便する意図の下になされたようである。實際には議決権は行使されなかつたが、当時の執行委員長以下九名が指名解雇され、被解雇者側より従業員たる地位を仮りに定めるとの仮処分申請がなされて法律上の向題を惹起するに至つたが、判決は労組のなした白紙委任状蒐集を正当なる争議行爲とはなし得ないとの理由(其の他二、三の理由も例示している)で申請を却下し、組合側の敗訴に終つた。(註5)

##### II

白紙委任状蒐集が合法であるか否かは、それが労働組合法か一糸二線にいう。正当な行爲々となるか否かによ

る。正当なる争議行爲は刑事上民事上免償され所切組合は何ら責を負わぬのである。(労組法才一條二條、才八條)正当性の範圍に與しては一般的に争議行爲の目的及び方法の両面から考察する事ができると思う。

白紙委任状蒐集の目的は勿論会社最高の機関である株主總會に對し労切組合の希望意思の探取を求めむためになされたものであり、蒐集の最終目的は株主總會の権限を侵奪たる定款変更、監事の改任等を労切組合に有利に導かんとするものである。此の點に關して特に經營權との關係については後述し、此の點は白紙委任状蒐集のみに限定する。白紙委任状を蒐集すること自体は經營者会社債権者其他の利害關係人等何人と雖も屬すことには自由であり之を組合が集め、組合の管理においたからといえ違法とはいえない(この場合株主總會に於ける議決権行使の意思の有無は問題とならない)何故ならば委任状の問題は株主に固有な議決権の問題であり、業務執行機関たる取締役の所謂經營權とは別個のものであるからである。(前掲判例同旨)

方法に關しては多くの問題を包含する。手段の面からする正当性については社会通念が唯一の基準となるのであるが、判例の示すところは「平和的にして秩序ある方法」、「公共の福祉」、「現下國民の健全な発展乃至社会進

進」、「法益均衡」等である。(註6)

争議行爲をして消極的なるものか或る雇傭契約を契約どおり履行しないといふところの債務不履行を手段とするものかが適法とされるに止まり、積極的なるものすなわち企業の業務の運轉を阻害するために使用者の所有と占有を阻害するが如きは不適法であるといふ理論に對しては、次のように批判したい。即ちすでに争議行爲が適法であるとせられた以上、それが企業の業務の正常なる運轉を阻害する行爲であるといふことに基いて企業の所有と占有の機能の発露が阻害されることもそれが争議行爲によるものである限り適法とされるに至つたのだといつてよいことである(註7)

此の争議方式の特徴は、労切組合が使用者の間に於ては對株主との關係に於て十分慎重でなければならぬ。故に組合としては對株主との關係に於て十分慎重でなければならぬ。こゝに此の争議手段実施における最大の難点が存するのである。先づ蒐集に當つては、株主に對し行使の目的及び主体を明示しなければならぬ、故に手段により、或いは故意又は過失により所切組合に委任することを認めて委任状を蒐集するが如きは正当なる争議行爲とはいへない。

前述した北國銀行事件に於て判示された所によれば組

合算をして委任状を蒐集せしむるに当り株主をして銀行の現経営者と対立する組合の活動たることを理解し誤解なからしめるに特別の注意義務を毫も採らざらざること一（註8）銀行経営者が従来委任状用紙を送付し蒐集して未だ履行を背景として該委任状を蒐集したことの二点から該委任状蒐集を違法と断じ、次の如く論じている。「組合が銀行内部に於て経営者と対立交渉する場合、格別銀行以外の第三者又は株主に付き掛けるべき組合員としての行動なること経営者の意思に従う監事としての行動に非ずして之と孤立した又は相反する行動なることを極めて明白に表現し其の回響も誤解はからしめるに付万全の措置を採ることは組合活動をして自主的な正々堂々な進歩ならしめるに欠くべからざるもので此の誤解を期待する如き活動は勿論此の誤解を排除するに付き怠慢な活動といえども労働運動の品位を劣降し不明朗化するものであって労働運動の健全な発展の爲には極力排斥しなればならぬ。

（註9）ここに注意すべきは銀行業の特殊性に於て論じた従業員の個人的信用に因する。即ち白紙委任状は会社に送付するのが原則であるが、蒐集状況が悪い時には従業員が各所持区域を廻つて蒐集する慣行があるようである。かかる慣行が存在すれば、蒐集に當る組合員は、株主の錯

誤を防ぐために詳細な説明をなすべきである。株主の側にも若干の過失が存在するが、前述した如く大多数の投票株主は議決権の行使には関心を持たず、白紙委任状を義務的に交付するのが通例のようであるから、株主の過失は問題とならぬであろう。

### 五、株主總會に於て組合のなす

#### 議決権代理行使は合法か

株主にして会社の従業員を兼ねる者は昨今非常に多い。かかる者の議決権行使は勿論正当なる権利の行使として許容せられることは当然である。しかし労働組合が決定に基いて株主の代理権白紙委任状を蒐集し、組合要求事項を貫徹せんとした場合はどうであろうか。以下経営権との関連において考察する。

経営権に關しては種々の考察がなされている。即ち「経営権は労働法規や協約の制約はあつてもそれに抵触しない範囲では当然使用音のもつべき現実の権限である」（註9）「経営は法律的に見れば財産権の行使にあるのだが、それが労働権によつて制限されて来て、そこに初めて経営権が考えられる」（註10）はその代表的例であるが、経営権は生産手段の所有権が企業の経営に際して社会的に機能する面において把握される概念であり、多数の生産手段の綜合に資本に假さず権利であつて多数の



生産手段と労働力をを準一併に綜合し、これを管理監督する権利であると云ふ或井教授の説が正しい(註1)

現行法における株式会社の現状をみるに、所謂所有と経営の分離が顕著である。即ち会社を所有するのは株主であるが、現実の業務執行権は代表取締役が之を有する。

この間の法律關係は全部主總會の決議により監督権を代表取締役委任したとなすのが妥当である。然らば労働組合は株主總會において議決権を行使しても監督権を直接侵害したとはいふ得ないのである。株主總會は会社最高機関であるが、その権限は抽象化し、現実の業務執行に關する意思決定はすべて取締役会が之を行つのである。株主總會の職権は単にその大綱を示すに止まる。生産管理、又は監督参加等と同様に論じ得るが、監督権もまた労働者に對する制約を意味するべきであり、株主總會の代表取締役會に對する間接的制約に労働組合が干渉することは合法の範圍内にあると思う。又労働組合が人たるに値する労働條件を実現する又の監督能力及び役員改選をめざし、又は解雇を前提としたる監督権に反對する議決権行使も、直接労働者の労働条件改善の端なされるものであるから、當然合法である。更に株主會社の現実は、取締役の地位が極めて安定し、逆に總會をリードする有様であつて不動票により現監督者陣が敗れるというが如きは

全く不可能であり、株主總會における労働組合による議決権行使は、株主に對する請願行爲たる形をとり、監督者に對する行爲とは實際上一、得ないのである。監督者が株主總會に噴噴する様に労働組合も亦その必要がある。場合之を許すべきである。

以上労働組合の不可議決権代理行使の合法性を説いたが、勿論行使の要件が備わらねばならない。先づ白紙委任状が適法に感服されていなければならぬ。株主を欺罔して蒐集したるが如きは、適法に委任がなされたとはいへないのである。更に多くの会社に於ては代理人を株主に限つてゐる時、委任及び現実議決権を代理行使する組合員は株主たる事が必である。故に株式を証券市場に売出す、現監督者はその關係者のみで保有している会社に於てはかかる手段は取り得ないこととなる。

## 六、結 語

白紙委任状選集戦術は、以上述べた銀行企業の特異性の他に、オミタる株主が介入する事により、特殊性を倍加せしめるものである。爭議において、労働組合対オミタる、使用者対オミタるの關係は、常に問題となる所であるが、これについては他日を期したいと思つた。株主は利用者と異り、自ら企業の分割的所有者であり、企業の盛衰に直接の利害關係を有し、企業の発展に大に

